**平成２２年（フ）第１７４号**
福岡県飯塚市綱分346番地11、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多1419番地の25
債務者　村田　麻子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第１７６号**
福岡県飯塚市伊岐須１番地80
債務者　津村　和得
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第１２８号**
福岡県築上郡上毛町大字西友枝1932―１、住民票上の住所北九州市戸畑区菅原１丁目５番３号
債務者　大西理英子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第８４３号**
鹿児島県鹿児島市大明丘３丁目５番７―35号
債務者　黒永　真実
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第８５０号**
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目19番10号　コーポエイト103号
債務者　岩下　安里
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第８５１号**
鹿児島県鹿児島市吉野町2560番地
債務者　齊藤　良実
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第２１９号**
北海道小樽市富岡２丁目６番16号　ロイヤルミドリ101　201号室、前住所札幌市白石区東札幌２条５丁目９番15―203号
債務者　田本　正信
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第５７１号**
秋田市新屋渋谷町４番19号
債務者　大塚　友厚
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５８７号**
秋田市下北手松崎字家ノ前209番地４
債務者　アートプランこと　清水　則昭
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６０３号**
秋田市新屋田尻沢東町６番22号
債務者　渡邉　眞澄
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６０７号**
秋田県男鹿市船川港比詰字羽立16番地２
債務者　鈴木　重一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１４８号**
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　B―３号棟14号室
債務者　時﨑　和子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１７１４号**
埼玉県南埼玉郡白岡町大字岡泉1163番地
債務者　齋藤　肇
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７５０号**
さいたま市南区沼影１―５―14　メゾンドジュネス101、住民票上の住所山梨県甲府市朝気２丁目１番６号
債務者　詫間　有一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７５３号**
さいたま市南区曲本４丁目３番９号　レオパレス武蔵野２　202号
債務者　牧　睦惠
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７５８号**
埼玉県和光市下新倉１丁目８番18号　プチメゾン２―102、前住所埼玉県和光市新倉１丁目34番17号　ヒルトップ九田201
債務者　渡邊真佐子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７７４号**
さいたま市北区土呂町２丁目44番地２　栄泉ビル301、旧住所埼玉県久喜市久喜中央１丁目９番３―202号
債務者　栗原　稔
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係